

エコアクション21 環境経営レポート

(2023年度; 2023. 4~2024. 3)

令和6年6月1日作成



株式会社 コーエイサービス

埼玉県八潮市大字木曽根字上546番1

TEL 048-994-1153

FAX 048-994-1155

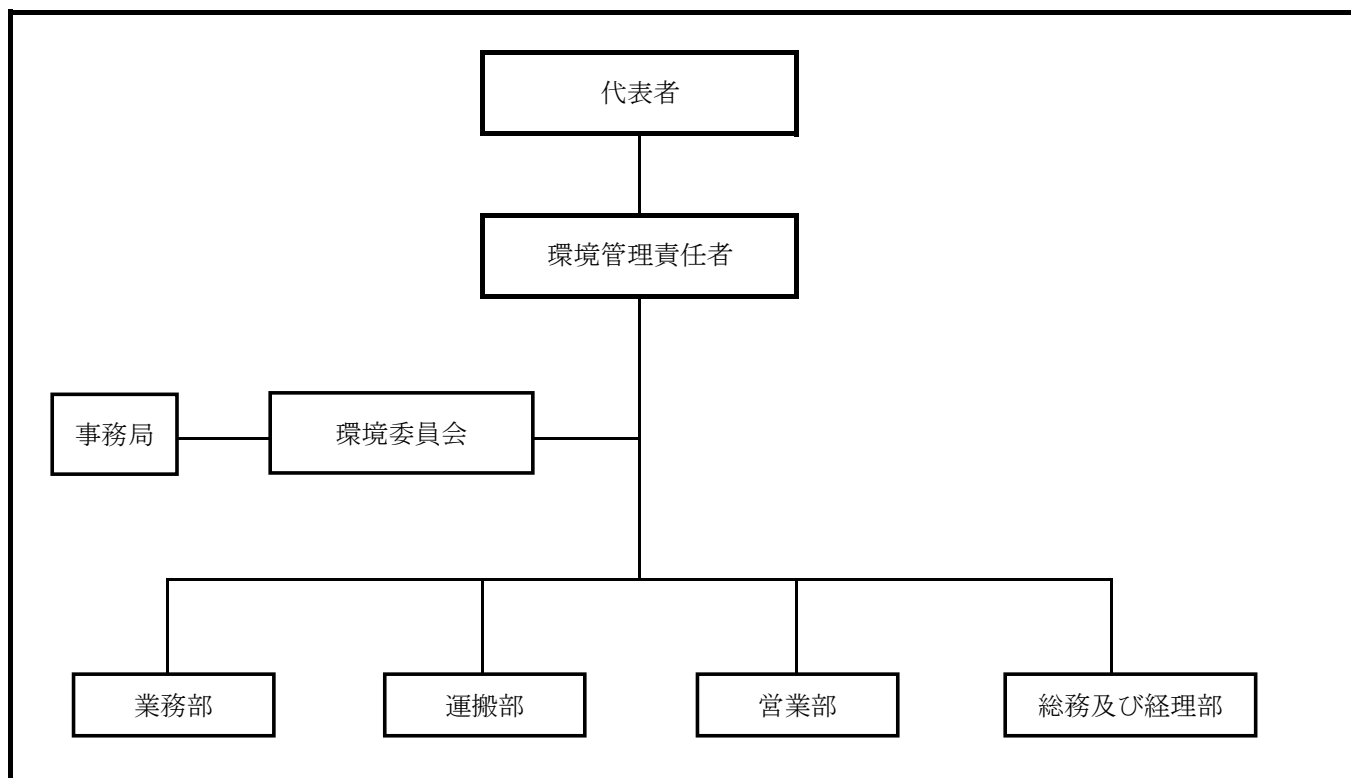
～ 目 次 ～

I	事業活動の概要	P1～6
II	環境経営方針	P7
III	環境経営目標とその実績	P8
IV	主要な環境経営計画の内容	P9
V	環境経営の取組み結果の評価	P10
VI	代表者による全体評価と見直し・指示	P11
VII	環境関連法規への違反、訴訟等の有無	P12

I 事業活動の概要

- | | |
|-----------|--|
| 1.事業所名 | 株式会社 コーエイサービス |
| 2.代表取締役 | 江口 義則 |
| 3.所在地 | 本社： 埼玉県八潮市大字木曽根字上546-1
中間処理施設： 埼玉県八潮市大字木曽根字上546-1
積替保管施設： 埼玉県八潮市大字木曽根字上546-1 |
| 4.連絡先 | 電話 048-994-1153
FAX 048-994-1155 |
| 5.事業の規模 | |
| 1)資本金 | 1,000万円 |
| 2)社員数 | 39名 |
| 3)設立 | 平成11年3月29日 |
| 4)延べ床面積 | 1917.34㎡ |
| 5)年間売上高 | 2,103百万円 |
| 6)処理料金 | 見積による |
| 6.環境管理責任者 | 二階堂 勇 |
| 7.実施体制 | 別紙のとおり |
| 8.対象範囲 | 全組織、全活動 |

環境経営システム実施体制



	役割・責任・権限
代表者（社長）	1.環境経営に関する統括責任 2.環境経営システムの実施及び管理に必要な設備・費用・時間技術者を用意 3.環境管理責任者を任命及びエコアクション事務局の設置 4.実施体制の構築 5.経営における課題とチャンスの明確化 6.環境経営目標の設定を承認 7.代表者による全体の評価と見直しを実施 8.環境関連法規等の取りまとめを承認 9.環境経営方針の策定・見直し及び全従業員へ周知
環境管理責任者	1.環境経営システムを構築し、実施し、管理する 2.環境経営実施計画書を承認 3.環境経営レポートの作成、管理マニュアルの作成、修正、見直し 4.環境経営の取り組み結果を代表者へ報告
環境委員会 事務局	1.エコアクション推進の事務局 2.環境経営目標・環境経営実施計画書/実績表の作成 3.環境経営実施計画の実績集計 4.環境関連の外部コミュニケーションの窓口
業務部 運搬部 営業部 総務及び経理部	1.自部門における環境経営システムの実施 2.自部門における環境経営方針の周知 3.環境経営目標及び環境経営計画の実施、その達成状況の報告 4.環境経営におけるチェックリストの記録・運用管理 5.自部門の問題点の発見・是正・予防処置
全従業員	1.環境経営方針を理解し、環境への取り組みの重要性を自覚 2.環境経営システムへの自主的参加

9.事業内容 産業廃棄物処理業(収集運搬業(積替保管)・処分業)

<令和5年度取扱い実績>

産業廃棄物処分業	18,110t
産業廃棄物収集運搬業	4,575t

10.許可内容

1)産業廃棄物処分業許可

許可自治体	許可番号	許可年月日及び有効期限
埼玉県	01120136410	令和5年1月25日 令和9年10月9日
事業の範囲 (取扱う産業廃棄物の種類)		
破 砕: 廃プラスチック類(軟質で再生利用不可能なものに限る。) 木くず(再生利用不可能なものに限る。) 金属くず(再生利用不可能なものに限る。) ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず (再生利用可能なものに限る。)、がれき類 切 断: 廃プラスチック類(廃量及び硬質で再生利用不可能なものに限る。) 紙くず(廃量及び再生利用不可能なものに限る。) 木くず(廃量及び再生利用可能なものに限る。) 繊維くず(廃量及び再生利用不可能なものに限る。) ゴムくず、金属くず(再生利用可能なものに限る。) ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず (再生利用不可能なものに限る。) 圧縮梱包: 廃プラスチック類 (廃発泡スチロール以外の再生利用可能なものに限る。) 紙くず(再生利用可能なものに限る。) 繊維くず(再生利用可能なものに限る。) 溶融減容: 廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)		
<処理工程図>		

<処理施設>

処理施設の種類の種類	処理品目	処理能力	処理施設の種類の種類	処理品目	処理能力
破碎施設	廃プラスチック類	5.76t/12h	切断施設	廃プラスチック類	67.20t/12h
	木くず	9.25t/12h		紙くず	57.60t/12h
	金属くず	23.12t/12h		木くず	105.60t/12h
	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く)及び 陶磁器くず	24.66t/12h		繊維くず	23.04t/12h
	がれき類	8.74t/12h		ゴムくず	99.84t/12h
圧縮梱包施設	廃プラスチック類	5.79t/12h		金属くず	216.96t/12h
	紙くず	7.20t/12h		ガラスくず・コンクリートくず(がれき 類を除く)及び陶磁器くず	192.00t/12h
	繊維くず	6.17t/12h		廃プラスチック類 紙くず、木くず、繊維くず (廃量に限る。)	38.40t/12h
			溶融減容施設	廃プラスチック類	0.28t/12h

処理品目	保管面積	保管の高さ等
廃プラスチック類 (廃発泡スチロール以外の再生利用可能なものに限る。)	10.0㎡	1.5m(屋内) (8.3㎡コンテナに限る。)
紙くず(再生利用可能なものに限る。)	2.0㎡	1.3m(屋内) (2.0㎡コンテナに限る。)
繊維くず(再生利用可能なものに限る。)	2.0㎡	1.3m(屋内) (2.0㎡コンテナに限る。)
廃プラスチック類(軟質で再生利用不可能なものに限る。)	10.0㎡	1.5m(屋外) (8.3㎡コンテナに限る。)
金属くず(再生利用不可能なものに限る。)	15.0㎡	2.2m(屋外) (25.0㎡コンテナに限る。)
金属くず(再生利用不可能なものに限る。)	10.0㎡	1.5m(屋内) (8.3㎡コンテナに限る。)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず (再生利用可能なものに限る。)	2.0㎡	1.3m(屋内) (2.0㎡コンテナに限る。)
がれき類	2.0㎡	1.3m(屋内) (2.0㎡コンテナに限る。)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず (再生利用可能な廃石膏ボードに限る。)	2.0㎡	1.3m(屋内) (2.0㎡コンテナに限る。)
木くず(再生利用不可能なものに限る。)	2.0㎡	1.3m(屋内) (2.0㎡コンテナに限る。)
廃プラスチック類(硬質で再生利用不可能なものに限る。)	10.0㎡	1.5m(屋外) (8.3㎡コンテナに限る。)
廃プラスチック類(硬質で再生利用不可能なものに限る。)	10.0㎡	1.5m(屋外) (8.3㎡コンテナに限る。)
廃プラスチック類(硬質で再生利用不可能なものに限る。) 紙くず(再生利用不可能なものに限る。) 繊維くず(再生利用不可能なものに限る。) ゴムくず	35.8㎡	3.7m(屋内)
廃プラスチック類(硬質で再生利用不可能なものに限る。) 紙くず(再生利用不可能なものに限る。) 繊維くず(再生利用不可能なものに限る。) ゴムくず	30.4㎡	1.5m(屋内)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず (再生利用不可能なものに限る。)	2.0㎡	1.3m(屋内) (2.0㎡コンテナに限る。)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず (再生利用不可能な廃石膏ボードに限る。)、紙くず(再生利用 不可能なものに限る。)、繊維くず(再生利用不可能なものに 限る。)	2.0㎡	1.3m(屋内) (2.0㎡コンテナに限る。)
木くず(再生利用可能なものに限る。)	10.0㎡	1.5m(屋内) (8.3㎡コンテナに限る。)
木くず(再生利用可能なものに限る。)	25.5㎡	2.2m(屋内) (33.1㎡コンテナに限る。)
金属くず(再生利用可能なものに限る。)	10.0㎡	1.8m(屋内) (10.0㎡コンテナに限る。)
廃プラスチック類(廃量に限る。)、紙くず(廃量に限る。)、 木くず(廃量に限る。)、繊維くず(廃量に限る。)	4.0㎡	2.0m(屋内)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)	1.6㎡	1.0m(屋内) (1.1㎡鉄箱に限る。)

2)産業廃棄物収集運搬業許可(積替保管を含む)

許可自治体	許可番号	許可年月日及び有効期限	事業の範囲 (取扱う産業廃棄物の種類)
埼玉県	01110136410	令和5年1月19日 令和9年10月9日	【取り扱える産業廃棄物の種類】 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず(*)(#1)、鋳さい、がれき類(*)、ばいじん 以上16種類 【積替え保管できる産業廃棄物の種類】 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)(#1)(廃蛍光灯、廃乾電池、石綿含有産業廃棄物に限る。)、金属くず(#1)(廃蛍光灯及び廃乾電池に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず(*)(#1)(廃蛍光灯及び石綿含有産業廃棄物に限る。)、がれき類(*) (石綿含有産業廃棄物に限る。) 以上8種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

<積替保管施設の面積、保管上限>

処理品目	保管面積	保管高さ上限
汚泥	2.0㎡	0.9m(屋内) (200ℓドラム缶2個)
廃油	1.0㎡	0.9m(屋内) (200ℓドラム缶1個)
廃酸	1.7㎡	0.9m(屋内) (200ℓポリドラム缶3個)
廃アルカリ	1.7㎡	0.9m(屋内) (200ℓポリドラム缶3個)
廃蛍光灯	1.0㎡	1.4m(屋内) (300ℓドラム缶1個)
廃乾電池	1.0㎡	0.9m(屋内) (200ℓドラム缶1個)
石綿含有 産業廃棄物	10.0㎡	1.5m(屋内) (8.3㎡コンテナ1個)

<運搬車両の種類、台数>

車両の形状	最大積載量	台数
脱着装置付 コンテナ専用車	10,700kg～ 11,300kg	4台

3)産業廃棄物収集運搬業許可(積替保管を除く)

許可自治体	許可番号	許可年月日及び有効期限	事業の範囲 (取扱う産業廃棄物の種類)
東京都	13-00-136410	令和4年7月23日 令和9年7月22日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん(石綿含有産業廃棄物を含む) 以上16種類
神奈川県	01403136410	令和3年5月23日 令和8年5月22日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ばいじん(石綿含有産業廃棄物を含む) 以上16種類
千葉県	01200136410	令和4年7月26日 令和9年7月25日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含む)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん 以上16種類
茨城県	00801136410	令和5年11月21日 令和10年11月9日	燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(再生利用可能なものに限り、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず(再生利用可能なもの又は廃量に限る。)、木くず、繊維くず(再生利用可能なもの又は廃量に限る。)、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。) 以上16種類
群馬県	第01000136410号	令和5年9月10日 令和10年9月9日	燃え殻、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。))を含む。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。))を含む。)、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。))を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。))を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。))を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん 以上16種類
栃木県	00900136410	令和5年10月27日 令和10年10月26日	燃え殻、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん 以上16種類
静岡県	02201136410	令和2年3月12日 令和7年3月11日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物を含む)、鉱さい、がれき類(石綿含有廃棄物を含む)、ばいじん 以上16種類

Ⅱ 環境経営方針

＜環境経営理念＞

株式会社コーエイサービスは、産業廃棄物処理業の事業活動をととして、地球と地域の環境の保全に貢献します。



1. 環境経営に積極的に取り組むために、環境経営システムを構築し、この継続的な改善により環境負荷の低減に取り組むことを誓約します。
2. 環境への配慮として、特に次の事項に取り組めます。
 - 受託廃棄物のリサイクル率向上
 - 事業活動におけるCO2排出量および水使用量の削減
3. 環境に関する法律・規則・協定を遵守することを誓約します。
4. 環境経営システムの内容を、全社員に周知徹底し、環境に対する意識の向上に努めます。

平成23年5月1日

令和4年1月21日改定

株式会社コーエイサービス
 代表取締役 江口 義則

1. 二酸化炭素排出量削減

- ・事業場の電気使用量削減
- ・収集運搬車両及び重機に要する軽油、ガソリン等化石燃料使用量削減
- ・車両待機所の使用による運搬車両のアイドリングストップ
- ・顧客営業時におけるエリア周辺のパーキング利用（パーク＆ウォーク）
- ・照明の100%LED化

2. 水使用量削減

3. 受託産業廃棄物のリサイクル率向上

- ・リサイクル率目標：80%以上

4. 近隣地域の清掃美化

- ・毎週月曜日朝、毎月10日、25日

5. 埼玉県緑のトラスト基金への継続的な寄付による地域貢献

- ・年1回

取組項目		令和元年度 【基準年度】	令和4年度 (参考)	令和5年度		令和6年度	令和7年度
		実績	実績	目標	実績	目標	目標
①二酸化炭素 排出量削減	電気 使用量 ※	525,600kWh CO2量 276,466kg-CO2	目標比-35.3% 339,935kWh CO2量 178,806kg-CO2	令和元年度 実績値を維持 525,600kWh CO2量 276,466kg-CO2	目標比-35.9% 336,938kWh CO2量 174,254kg-CO2	基準年度比-25.0% 394,200kWh CO2量 207,350kg-CO2	
	化石 燃料 使用量	165,025L CO2量 419,960kg-CO2	目標比-7.6% 152,415L CO2量 393,230kg-CO2	令和元年度 実績値を維持 165,025L CO2量 419,960kg-CO2	目標比-5.7% 155,633L CO2量 401,533kg-CO2	令和元年度 実績値を維持 165,025L CO2量 419,960kg-CO2	
	合計CO2 発生量	696,426kg-CO2	572,037kg-CO2	696,426kg-CO2	575,787kg-CO2	627,310kg-CO2	
②水使用量削減		2,390m ³	目標比-33.6% 1,588m ³	令和元年度 実績値を維持 2,390m ³	目標比-34.0% 1,577m ³	基準年度比-25.0% 1,793m ³	
③受託産業廃棄物の リサイクル率向上		83.9%	85.1%	80%以上	86.2%	80%以上	
④近隣地域の清掃美化		7回／月	7回／月	6～7回／月	7回／月	6～7回／月	
⑤埼玉県緑のトラスト基金 への継続的な寄付による 地域貢献		1回／年	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年	

※電気使用に伴う二酸化炭素の排出量の算出には、排出係数0.518kg-CO2/KWhを使用。

IV 主要な環境経営計画の内容

(1) 目標を達成するための取組み

① 二酸化炭素排出量の削減

＜通年実施＞

事務所 (担当者) 総務部長	・パソコン・コピー機等のOA機器は省電力設定にして、夜間は電源を落とす。 ・空調時は温度保持のため、出入口のドアは開放しない。 ・エアコンの温度設定を守る。(夏:28℃ 冬:25℃)
事業場 (担当者) 業務部長	・産業廃棄物の投入は、処分業許可の処理能力を超えないようにする。 ・破砕機の点検を励行し、維持管理に努める。
運搬車両 (担当者) 運搬部長	・急発進・急ブレーキを避け、アイドリングをストップする等エコドライブを推進する。 ・始業点検を励行し、車両を適切に維持、整備する。 ・排ガス規制や騒音規制に適合した車両を導入する。 ・GPS配車システムによる緻密な運行管理により、運搬効率を最大限に高める。

② 水使用量の削減

＜通年実施＞

事務所 (担当者) 総務部長	・事務所の手洗い時、清掃時の節水を励行する。
事業場 (担当者) 業務部長	・粉じんの飛散防止対策としての散水時の節水を励行する。
運搬車両 (担当者) 運搬部長	・常に洗車方法を検討し、節水を励行する。

③ 受託産業廃棄物のリサイクル率向上

＜通年実施＞

事業場 (担当者) 業務部長	・受け入れた産業廃棄物の選別を徹底する。 ・これによりリサイクル率を向上させ、最終処分場への搬出量の削減を行う。
-----------------------------	---

④ 近隣地域の清掃美化

＜通年実施＞

事務所・事業場 周辺 (担当者) 総務部長	・毎週月曜朝、毎月10日、25日に事務所・事業場周辺の清掃・美化に取り組む。 ・事業場内の緑化を行う。
--	--

⑤ 埼玉県緑のトラスト基金への継続的な寄付による地域貢献

＜年1回＞

(2) その他の取組み

自社一般廃棄物排出量の抑制

＜通年実施＞

事務所・事業場 (担当者) 総務部長	・リサイクル資源となるもの(飲料容器・古紙等)を徹底分別し、「ごみ」としてこれらを排出しない。 ・使用済用紙の裏紙、使用済封筒を再利用する。 ・使い捨て製品(紙コップ・容器)の使用や購入を抑制している。
---------------------------------	---

V 環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

(1) 当社の環境への負荷の低減・管理に対する評価および次年度の取組

活動計画	目標 ↓ 達成状況	活動計画の取組結果の評価	次年度の取組内容
1. 二酸化炭素排出量の削減 <事務所> ・消費電力の低減 <事業場> ・破砕機、重機の効率運転 <運搬車両> ・エコドライブの推進	基準年度の実績を維持 ↓ 電気使用量 △35.9% 燃料使用量 △5.7%	目標を達成できた 電気使用量・化石燃料使用量とも目標を大幅に達成した。 既に削減の余地があまり残されていない中で非常に良好な結果であると評価する。 化石燃料使用量については、廃棄物の収集運搬受託量が横ばいの中で微増となった。廃棄物運搬先への運搬距離が延びたことが要因と考えられる。 <対前年度比伸び率> ・廃棄物収集運搬受託量：0% ・化石燃料使用量：約2%増	電気使用量は、熱中症対策や換気の励行（新型コロナウイルス感染症がようやく落ち着き、徐々に平常を取り戻したとはいえ、一定の用心は当面必要である）による冷暖房効率の低下が通年の課題となっており、今後も削減基調を継続していくことは困難である。そのため設定目標は変更しないものの、目標達成を最低限の要求ととらえ、引き続き高い節電意識で工夫と努力を怠らないようにする。 化石燃料使用量は、廃棄物の収集運搬受託量が好調に推移してくことが見込まれるため、増加は避けられないと考えるが、重機の効率運転と運搬車両のエコドライブを徹底し、効果的なCO2削減を図っていく。
2. 水使用量の削減 <事務所> ・節水の励行 <事業場> ・粉じん飛散防止の噴水の節水の励行 <運搬車両> 洗車時の節水の励行	基準年度の実績を維持 ↓ △34.0%	目標を達成できた 年間使用量は前年度と比較して微減となり、引き続き削減目標を大幅に下回る結果となった。処理作業時における散水の効率的な実施が大きく奏功していると考ええる。 事務所においても各従業員が生活水の節約に地道に努めており、その継続が結果に表れたものと評価する。	今後も取組みを継続していく。 従業員に対して、粉じん対策のための散水方法や頻度の周知徹底を継続するとともに、事務所における節水や運搬車両の洗車時における節水を引き続き励行し、大幅な削減は難しいとしても、可能な限り抑制を図っていく。 水使用量は、油断をすると飛躍的に増加しがちであることに、十分留意することが必要である。
3. リサイクル率の向上 <事業場> ・選別の徹底	目標80% ↓ 86.2%	目標を達成できた 本業である受託産業廃棄物の処理について、費用対効果のバランスをとりつつ選別作業を推進したことにより、リサイクル率がさらに向上（前年度実績85.1%）し、高い水準を維持している。	今後も取組みを継続していく。 リサイクル率は廃棄物の性状に大きく左右されるため、当面は80%以上を目標とし、実績の推移をみながら適正な目標値を検討する。 さしあたり前年度の実績を上回ることを目指し、そのためのスキルアップに努めていく。
4. 近隣地域の清掃美化 <事務所周辺> <事業場周辺>	目標 6～7回/月 ↓ 7回/月	目標を達成できた 定められた日に、欠かさず実施した。	一人ひとりが地域の一員としての自覚をもって誠実におこなっていく。
5. 寄付による地域貢献 <埼玉県緑のトラスト基金>	目標 1回/年 ↓ 1回/年	目標を達成できた 本年度も寄付を継続した。	引き続き寄付活動をおこなっていく。
<その他の取組み> ・自社一般廃棄物の排出量の抑制	—	前年度に比べ、年間排出量を約2%削減した。全員が意識を高くもって取り組んだ結果と評価する。	今後も気を緩めることなく取組みを継続していく。

(2) 環境マネジメントシステム導入の評価

- ・法規制や、自主規制、環境への配慮などに関するチェック機能が強化された。
- ・電力使用量、燃料使用量、廃棄物量などの数量把握が定着し、削減への取組みにフィードバックしている。

周辺清掃活動の様子



VI 代表者による全体評価と見直し・指示

1	見直し関連情報		項目	確認
	(環境管理責任者からの報告、改善、提案事項)		1 環境経営目標達成状況	①二酸化炭素排出量・・・電気・化石燃料使用量とも基準年度比目標を達成し、かつ対前年度比でも削減できた。 ②水使用量・・・基準年度比目標を達成し、対前年度比では横ばいであった。 ③受託産業廃棄物リサイクル率・・・当面の目標である80%を上回る実績を挙げた。 ④近隣の清掃美化・・・定期的かつ精力的に実施したことを確認した。 ⑤緑トラスト基金への寄付・・・実施した。
			2 環境経営実施計画と取り組み状況	目標数値に対する進捗状況を定期的に確認し、これを社全体に周知することにより従業員の積極的な取組みを常に促している。
			3 環境関連法規等の取りまとめ	関連法規の遵守状況を定期的に確認している。
			4 外部コミュニケーション記録	周辺の美化清掃活動を通して、地域住民との良好な関係の維持に努めている。
			5 是正・予防処置報告	特になし
			6 取引先、業界、関連行政等外部動向	特になし
			7 その他	特になし

2	代表者による 全体評価・見直し指示		＜全体評価・コメント＞		
			エコアクション21に基づく環境経営システムを導入しておよそ13年が経過し、社全体に環境負荷低減の意識が定着した。環境管理者を中心に、今後も継続して環境保全活動に積極的に取り組んでいく。 個々の項目については、次のとおり評価する。 ①二酸化炭素排出量：目標を達成し、かつ対前年度比でも削減できており、良好である。 引き続き削減を目指した活動を続けていくが、夏季の熱中症予防や感染症対策としての換気の徹底も重要であるため、電力使用量については、従業員の健康を第一に考えて過度な節減要求とならないよう留意する。 効率的な配車運用により廃棄物収集運搬車両の走行距離をできるだけ抑え、化石燃料については、使用量だけでなくコスト負担の増加を最小限にとどめるよう努めていく。 ②水使用量：これ以上の削減余地に乏しい感はあるものの、対前年度比横ばいで目標を達成しており、良好である。 取組み姿勢を継続していく。 ③リサイクル率：選別ノウハウの向上により目標を上回っており、良好である。取組み姿勢を継続していく。 ④その他の取組み：清掃・美化の意識が社全体に定着し、これにより周辺地域との良好な関係を維持できていることは特に評価できる。取組み姿勢を継続していく。		
			見直し項目	変更の必要性	「有」の場合の指示等
			1 環境経営方針	無	2024年度も引き続き現状の取組み姿勢を継続していく。
			2 環境経営目標	無	〃
			3 実施体制	無	〃
			4 環境経営計画・取り組み	無	〃
			5 環境経営システム	無	〃
			6 その他	無	〃

Ⅶ 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

(1)適用される主な環境関連法規

環境関連法規の名称	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	確認した結果、違反はありません
フロン排出抑制法	確認した結果、違反はありません
資源有効利用促進法	確認した結果、違反はありません
埼玉県生活環境保全条例	確認した結果、違反はありません
消防法	確認した結果、違反はありません
下水道法	確認した結果、違反はありません

(2)違反、訴訟等

環境関連法規等の遵守状況の評価の結果、環境法規則等の逸脱はありませんでした。
 なお、関係当局よりの違反等の指摘等は過去3年間ありません。

以上